

平成22年度 ニセコ町人事行政の運営等の公表

ニセコ町における人事行政の運営について公表します。

ニセコ町では、平成17年3月にニセコ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、同年4月から施行しています。

職員の給与や職員数、勤務条件などについての情報を毎年公表することで、人事行政の透明性を高め、その公正な運営を行います。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	4,640	3,835,414	100,886	660,503	17.2	17.8

※ 人件費には、議会議員や非常勤特別職、臨時職員を含むニセコ町職員に係る報酬、給与、各種手当、共済費、負担金が含まれています。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 21年度 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	78	314,867	53,697	118,762	487,326	6,248	5,991

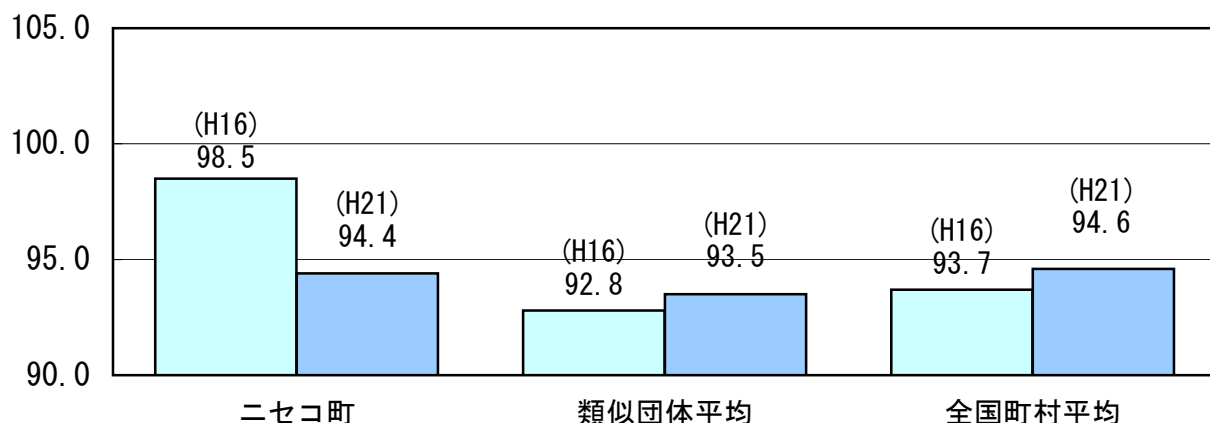
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

人件費削減措置

区分	項目	削減内容	削減措置実施期間
一般職	給料	給料月額を一律2%削減。	平成22年度
	管理職手当	〔2%削減後の給料により手当額を計算するため、 手当額が一律2%削減となる。〕	
特別職	給料	町長、副町長及び教育長の条例に定める給料月額を次のとおり削減。 ・町長 700,000円から670,000円に削減 ・副町長 595,000円から570,000円に削減 ・教育長 545,000円から520,000円に削減	平成21年12月から
	期末手当	削減後の給料月額で計算。	

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
ニセコ町	42.6 歳	319,700 円	355,700 円	356,435 円
北海道	44.5 歳	328,477 円	398,318 円	375,971 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.1 歳	318,681 円	357,062 円	349,212 円

②技能労務職 ※ニセコ町では技能労務職は該当ありません。

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
ニセコ町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
北海道	48.8 歳	729 人	319,062 円	354,653 円	350,247 円
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円
類似団体	49.4 歳	3 人	283,911 円	305,273 円	300,772 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
ニセコ町	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
ニセコ町	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		ニセコ町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	168,700 円	159,285 円	172,200 円
	高 校 卒	137,200 円	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	129,592 円	—
	中 学 卒	124,200 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

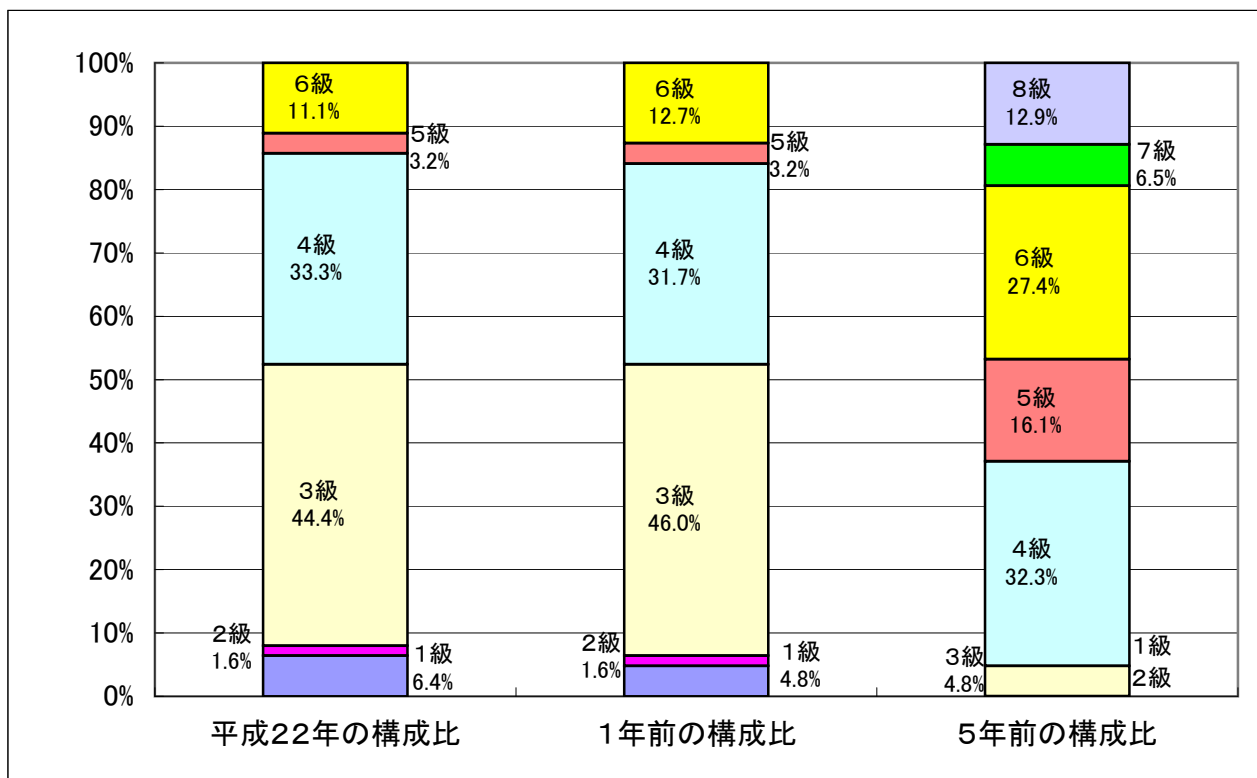
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,700 円	298,100 円	327,800 円
	高校卒	210,300 円	260,300 円	296,400 円
技能労務職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	4 人	6.4 %
2 級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	1 人	1.6 %
3 級	係長の職務・主査の職務・主任の職務	28 人	44.4 %
4 級	課長等の職務・困難な業務を処理する係長の職務・特に困難な業務を処理する主査等の職務	21 人	33.3 %
5 級	特に困難な業務を処理する課長等の職務	2 人	3.2 %
6 級	重要な業務を処理する課長等の職務	7 人	11.1 %

(注) 1 ニセコ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本町では、職員の勤務成績の評定は行っておりませんので、職員の昇給は一律に標準の昇給としております。ただし、「職員の懲戒処分に関する基準」により処分を受けた者については、昇給の抑制を行っております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

ニセコ町	北海道	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,466 千円	1人当たり平均支給額(21年度) — 千円	1人当たり平均支給額(21年度) — 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.900 月分 勤勉手当 1.450 月分 (1.550) 月分 (0.750) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.750 月分 勤勉手当 1.400 月分 (1.500) 月分 (0.700) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.750 月分 勤勉手当 1.400 月分 (1.500) 月分 (0.700) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額5%~15%の加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額5%~20%の加算 管理職加算 給料月額10%~25%の加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額5%~20%の加算 管理職加算 給料月額10%~25%の加算

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

本町では、職員の勤務実績の評価は行っておりませんので、勤勉手当の成績率については一律100分の100としております。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

ニセコ町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成22年4月1日現在) ※ニセコ町では地域手当は該当ありません。

支給実績(21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫危険手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	1日500円
保健師危険手当	保健師	結核患者及び法定感染症患者の家庭訪問をした場合	1日500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (21 年度 決算)	13,658 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (21 年度 決算)	169 千円
支給実績 (20 年度 決算)	12,150 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (20 年度 決算)	148 千円

(6) その他の手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度普通会計決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成21年度普通会計決算)
扶養手当	○配偶者 ・月額 13,000円 ○配偶者以外 ・月額 6,500円 ○配偶者のない職員 ・1人のみ月額11,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 ・1人当たり月額5,000円加算	同じ		12,962 千円	249,260 円
住居手当	1 借家、借間 (家賃が月額12,000円を超える場合のみ該当) ①家賃等が23,000円以下 ・家賃額から12,000円を控除した額 ②家賃等が23,000円を超える場合 ・家賃額から23,000円を控除した後の2分の1の額を16,000円を限度として11,000円に加算した額	同じ		4,378 千円	162,141 円
通勤手当	1 交通機関利用者 ①運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円以内のときは、その全額 ②運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円を超える場合は、月額55,000円を限度とする。 2 交通用具使用者 ①片道2Km以上5Km未満の者 ・月額 2,000円 ②片道5Km以上10Km未満の者 ・月額 4,100円 ③片道15Km以上20Km未満の者 ・月額 8,900円	同じ		329 千円	32,890 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 ・給料月額×8%	異なる	支給率	5,555 千円	347,187 円
宿日直手当	土・日曜日等に日直を担当した職員に1回につき4,200円を支給	異なる	日直時間による支給額	529 千円	8,400 円
寒冷地手当	世帯の状況と扶養者数に応じて、11月から翌年3月まで毎月10,340円～26,380円を支給。	同じ		8,340 千円	104,246 円

5 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	670,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	570,000 円	798,000 円/	480,000 円
	教 育 長	520,000 円	663,000 円/	420,000 円
報 酬	議 長	235,000 円	307,000 円/	150,000 円
	(258,000 円)			
	副 議 長	187,000 円	251,000 円/	115,000 円
	(205,000 円)			
期 末 手 当	議 員	155,000 円	228,000 円/	97,000 円
	(170,000 円)			
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 町 長	給料月額×在職年数×5.313月	14,239千円	} 任期毎又は退職時に支給
教 育 長	給料月額×在職年数×3.355月	7,649千円		
備 考	給料月額×在職年数×2.937月	6,109千円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

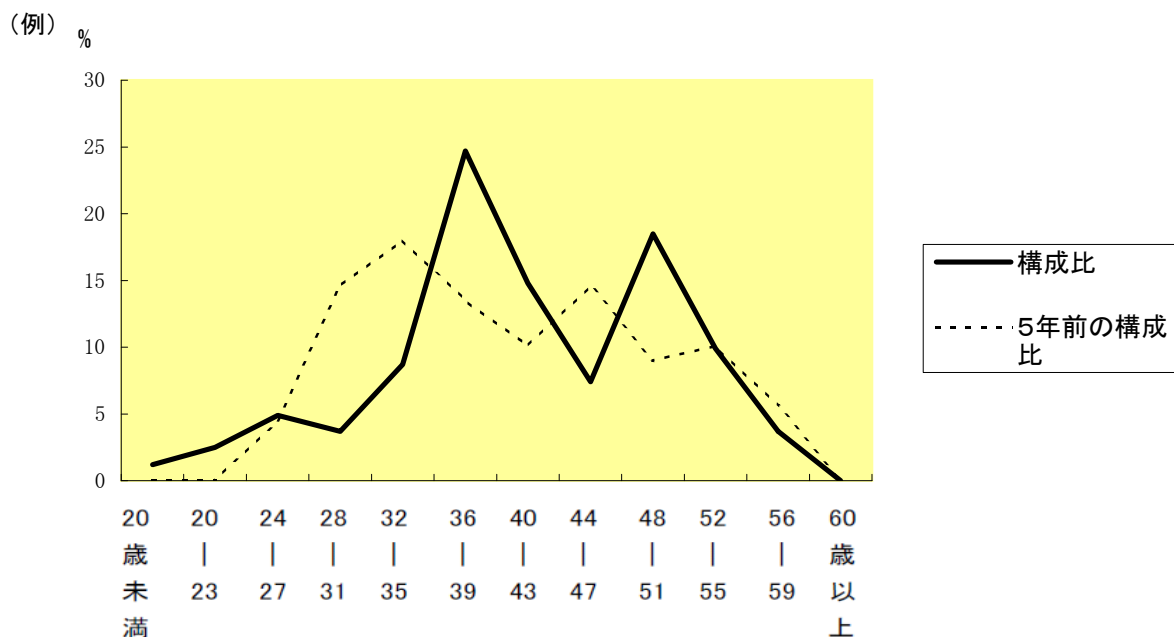
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	21	20	-1	職員配置数の見直しによる減
		税 務	5	5	0	
		農 林 水 産	6	7	1	国営農地再編整備事業開始による増
		商 工	3	3	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	6	6	0	
	衛 生	5	5	0		
	計	56	56	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.00 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員 16.30 人)	
	教 育 部 門	22	21	-1	職員配置数の見直しによる減	
小 計	78	77	-1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 16.70 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員 19.60 人)		
等 公 営 企 業 部 門	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	2	0		
	国 保	2	2	0		
	介 護	0	0	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		84	83	-1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.76 人	
		[85]	[85]	[-1]		

- (注) 1 職員数は一般職(教育長含む)に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	4人	3人	7人	20人	12人	6人	15人	8人	3人	0人	81人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

H17.4.1 職員数	H22.4.1 職員数	純減数	純減率
93人	85人	△8人	△8.60%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年度	19年度	20年度	21年度	17～21年度	(参考)
		計画始期	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	70	56	57	56	—	—
	増減		-14	1	-1	—	—
教育	職員数	15	24	21	22	—	—
	増減		9	-3	1	—	—
公営企業 等会計	職員数	8	8	8	6	—	—
	増減		0	0	-2	—	—
計	職員数	93	88	86	84	—	85
	増減		-5	-2	-2	-9 (112.5%)	-8

- (注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	189,160	105	19,028	10.06	13.31

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	2	9,066	2,569	3,561	15,196	7,598

(参考) 21年度平均 一人当たり給与費
千円
8,668

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

給料月額を一律2%削減。(実施期間：平成22年度)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
ニセコ町	52.0歳	359,700円	569,669円
団体平均	41.4歳	313,911円	460,068円
事業者	45.6歳		564,094円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

ニセコ町		ニセコ町(団体平均)	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,780 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,466 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.900 月分 (1.550) 月分	勤勉手当 1.450 月分 (0.750) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.900 月分 (1.550) 月分	勤勉手当 1.450 月分 (0.750) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額の5%~15%の加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額の5%~15%の加算	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

ニセコ町			ニセコ町(団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

※ニセコ町では地域手当は該当ありません。

支給実績 (21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— %

エ 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫危険手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	1日500円
保健師危険手当	保健師	結核患者及び法定感染症患者の家庭訪問をした場合	1日500円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	290 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	145 千円
支給実績 (20年度決算)	545 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	182 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度簡易水道会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度簡易水道会計決算)
扶養手当	○配偶者 ・月額 13,000円 ○配偶者以外 ・月額 6,500円 ○配偶者のない職員 ・1人のみ月額11,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 ・1人当たり月額5,000円加算	同じ		804 千円	402,000 円
住居手当	1 借家、借間 (家賃が月額12,000円を超える場合のみ該当) ①家賃等が23,000円以下 ・家賃額から12,000円を控除した額 ②家賃等が23,000円を超える場合 ・家賃額から23,000円を控除した後の2分の1の額を16,000円を限度として11,000円に加算した額	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者 ①運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円以内のときは、その全額 ②運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円を超える場合は、月額55,000円を限度とする。 2 交通用具使用者 ①片道2Km以上5Km未満の者 ・月額 2,000円 ②片道5Km以上10Km未満の者 ・月額 4,100円 ③片道15Km以上20Km未満の者 ・月額 8,900円	同じ		50 千円	49,200 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 ・給料月額×8%	同じ		369 千円	369,216 円
寒冷地手当	世帯の状況と扶養者数に応じて、11月から翌年3月まで毎月10,340円～34,040円を支給。	同じ		264 千円	131,900 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※定員管理については一般会計と一体的に行っており、公営企業独自には定めておりません。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

※定員管理については一般会計と一体的に行っており、公営企業独自には定めておりません。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	183,074	99	14,823	8.10	3.45

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	2	7,477	1,663	2,827	11,967	5,984

(参考) 21年度平均 一人当たり給与費
千円 5,630

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

給料月額を一律5%削減。(実施期間：平成19～21年度)

② 職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額
ニセコ町	40.0歳	288,450円	447,770円
団体平均	41.4歳	313,911円	460,068円
事業者	45.0歳		565,255円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

ニセコ町		ニセコ町(団体平均)	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,373 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,466 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.900 月分 (1.550) 月分	勤勉手当 1.450 月分 (0.750) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.900 月分 (1.550) 月分	勤勉手当 1.450 月分 (0.750) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額の5%~15%の加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 給料月額の5%~15%の加算	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

ニセコ町			ニセコ町(団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

※ニセコ町では地域手当は該当ありません。

支給実績 (21年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— %

エ 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫危険手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	1日500円
保健師危険手当	保健師	結核患者及び法定感染症患者の家庭訪問をした場合	1日500円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	790 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	395 千円
支給実績 (20年度決算)	354 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	354 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度公共下水道会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度公共下水道会計決算)
扶養手当	○配偶者 ・月額 13,000円 ○配偶者以外 ・月額 6,500円 ○配偶者のない職員 ・1人のみ月額11,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 ・1人当たり月額5,000円加算	同じ		449 千円	224,250 円
住居手当	1 借家、借間 (家賃が月額12,000円を超える場合のみ該当) ①家賃等が23,000円以下 ・家賃額から12,000円を控除した額 ②家賃等が23,000円を超える場合 ・家賃額から23,000円を控除した後の2分の1の額を16,000円を限度として11,000円に加算した額	同じ		282 千円	282,000 円
通勤手当	1 交通機関利用者 ①運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円以内のときは、その全額 ②運賃等が支給単位期間(6ヶ月)の定期券等の価額が月額55,000円を超える場合は、月額55,000円を限度とする。 2 交通用具使用者 ①片道2Km以上5Km未満の者 ・月額 2,000円 ②片道5Km以上10Km未満の者 ・月額 4,100円 ③片道15Km以上20Km未満の者 ・月額 8,900円	同じ		50 千円	49,200 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 ・給料月額×8%	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯の状況と扶養者数に応じて、11月から翌年3月まで毎月10,340円～34,040円を支給。	同じ		264 千円	131,900 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※定員管理については一般会計と一体的に行っており、公営企業独自には定めておりません。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

※定員管理については一般会計と一体的に行っており、公営企業独自には定めておりません。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			週休日
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	
38時間45分	8:40	17:15	12:10~13:00	土曜日 日曜日

(2) 休暇等

区分	取得条件	期間	給料の支給
年次有給休暇	特になし	1年のうち20日 20日を限度に翌年に繰越すことができる	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養の必要があるとき	必要と認められる期間	有給 一定期間後 50%減給
特別休暇 (主なもの)	公民権行使のため必要があるとき	必要と認められる期間	有給
	公の職務執行のため必要があるとき	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のドナーとなる時	必要と認められる期間	有給
	無償で社会奉仕活動をする時	1年に5日以内	有給
	結婚する時	連続する6日以内	有給
	出産する時	申し出た日から出産の日まで	有給
	出産した時	出産の翌日から8週間	有給
	生後1年に達しない生児に女子職員が授乳する時	1日2回それぞれ45分以内	有給
	妻の出産の付添いをする時	3日以内	有給
	小学校就学前の子を看護する必要があるとき	1年に5日以内	有給
	親族が死亡した時	(主なもの) 配偶者 10日 父母 7日 子 5日 祖父母 3日 孫 1日 兄弟姉妹 3日	有給
	配偶者、父母及び子の追悼のための特別な行事を行う時	1日	有給
	夏期休暇	7月から9月までの連続する3日以内	有給
災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な時	必要と認められる期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給

9 職員の分限及び懲戒処分（平成21年度）

区 分		処分者数	該 当 事 項
分限処分	降任	0 人	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績が良くない。 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない。 ・必要な適格性を欠く。 ・職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた。
	免職	0 人	
	休職	0 人	
懲戒処分	免職	0 人	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又は、これに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った。 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった。
	停職	0 人	
	減給	0 人	
	戒告	0 人	

(注) 分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。
懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

10 職員の義務及び制限（平成21年度）

すべての公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては、全力でこれに専念しなければなりません。（地方公務員法第30条）
これを実行するため、職員には次のような義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0 人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治的活動に関与してはならない。	0 人
争議行為の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等への従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0 人

1.1 職員の研修及び勤務成績の評定（平成21年度）

（1）職員研修

多様化、高度化する行政ニーズに対応し、柔軟で効率的な行政運営に努める職員を育成するため、研修計画を策定し、職員研修を実施しています。

平成21年度の研修実績は、次のとおりです。

<職場内研修>

研修名	講師
クレーム対応	社団法人 日本経営協会講師 コミュニケーションアドバイザー 佐藤 みゆき 氏

<研修所・派遣研修>

研修名	研修派遣先	延べ人数
後志管内町村職員初級研修	後志町村会（蘭越町）	2人
後志地区法務基礎研修	後志町村会（倶知安町）	2人
税務事務（基礎）課税研修	北海道自治政策研修センター（札幌市）	1人
税務事務（応用）課税研修	北海道自治政策研修センター（札幌市）	1人
指導能力研修	北海道自治政策研修センター（札幌市）	2人
管理能力研修	北海道自治政策研修センター（札幌市）	3人
法令実務（応用）研修	北海道自治政策研修センター（札幌市）	1人
専門実務研修（住民とのコミュニケーション）	市町村アカデミー（千葉県千葉市）	1人
専門実務研修（地域間の連携と農山漁村地域の活性化）	市町村アカデミー（千葉県千葉市）	1人
専門実務研修（分権時代における自治体の政策形成能力の向上）	市町村アカデミー（千葉県千葉市）	1人
自治大学校研修	自治大学校（東京都立川市）	1人
電話対応&接遇マナー研修	電話ユーザー協会（倶知安町）	3人

<自主研修>

研修名	研修派遣先	延べ人数
社会教育計画の立案と評価に関するセミナー	国立教育政策研究所（東京都）	1人
新しい「過疎」の姿を探るシンポジウム	山形県小国町	1人
産業能率大学ビジネス研修（ホスピタリティ・トレーニング）	東京都	1人
地産地消の推進と地域活性化研修	三重県伊賀市 愛知県長久手町	2人

（2）勤務成績の評定

ニセコ町は、人事考課等の勤務成績の評定は特に行っていません。

1.2 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の福利厚生

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済制度があります。

本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また職員は、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた（財）北海道市町村職員福祉協会に加入し福利厚生の充実を図っています。

区 分	事 業 内 容
共済組合	短期給付事業（民間の健康保険に相当） <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付＝療養の給付、出産費など ・休業給付＝傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金など ・災害給付＝災害見舞金など 長期給付事業（民間の厚生年金に相当） <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付＝退職共済年金、特例による退職共済年金 ・障害給付＝障害共済年金、障害一時金 ・遺族給付＝遺族共済年金 福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業 宿泊事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルポールスター札幌の利用助成
福祉協会	福利厚生事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保養＝指定宿泊施設の利用助成など ・保健＝入院一時金、出産祝金など ・研修＝ライフプランセミナーの開催など 医療給付事業（退職者、配偶者等を対象） <ul style="list-style-type: none"> ・医療費＝医療費の助成、入院見舞金、死亡弔慰金 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付事業、福祉年金事業、生命共済事業

(2) 公務災害補償制度

公務災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づいて行われます。

公務上の災害等に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償基金が設置され、補償等を実施しています。

本町は、地方公務員災害補償基金北海道支部に加入しており、公務災害に関する給付は当基金から行われま

平成21年度 災害件数	災 害 の 概 要
0件	なし

(3) 職員の利益の保護

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。

公平委員会とは、地方公務員法第7条第3項の規定により、町による設置が義務付けられている機関（後志管内は共同設置）で、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置をとること、②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定、③その他、職員の苦情処理を行います。

後志管内の町村は、「後志公平委員会」を設置し、後志町村会を事務局に共同で運営しています。

平成21年度に、後志公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、及び不利益処分に関する不服申立はありませんでした。